

別表第 1(第 9 条関係)

規制業種又は事業者	次に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の適用を受ける業者 (2) 前号のほか風俗営業類似の業種 (3) 消費者金融などの貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業 (4) たばこ (5) ギャンブルに係るもの (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設 (7) 債権取立て、示談引受け等をうたうもの (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの 例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者 (10) その他規制対象となっていない業種においても、社会問題を起している業種や事業者
掲載基準	次に定めるものは、広告媒体に掲載しない。 (1) 次のいずれかに該当するもの - ア 人権侵害、差別、プライバシー侵害又は名誉毀損のおそれがあるもの - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの - オ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの - カ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するおそれのあるもの - キ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 4 条各号に規定する表示に該当するおそれのあるもの - ク 特定の業者に不利益を与えるもの - ケ 社会的に不適切なもの - コ 国内世論が大きく分かれているもの (2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものと

	して、次のいずれかに該当するもの ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現 例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては根拠となる資料を要する。） イ 射幸心を著しくあおる表現 例：「今が・これが最後のチャンス！（今購入しないと次はないという意味）」等 ウ 虚偽の内容を表示するもの エ 法令等で認められていない業種・商法・商品 例：売春、賭博、マルチ商法、麻薬・武器等の販売など オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等 カ 責任の所在が明確でないもの （３）市の公共性、中立性及び品位を損なうものとして、次のいずれかに該当するもの ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。 イ 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力や犯罪を肯定し助長するような表現 ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現 エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの オ ギャンブル等を肯定するもの カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
優先的な掲載	広告の掲載の優先順位は、下記のとおりとする。 （１）市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業、事業者等又は商店街、専門店街などの連合体 （２）私企業のうち公共性の高いもの 電力、都市ガス、運輸（鉄道、バス）、通信、放送、各種銀行、信用金庫、信用組合のほか、政府や地方公共団体が公益性を保持する観点から経営に参画する企業 （３）国、政府関係機関、地方公共団体に類するもの 公社、公団、事業団、政府関係機関、独立行政法人、国や地方公共団体と密接な関連をもって運営される公益法人等 （４）その他市長が適当と認めるもの